

資料 3

練馬区長

志村 豊志郎 様

区立光が丘第八保育園における 適正労働条件確保等を求める再要請書

先頃は、私たち労働四団体が提出しました標記要請書に丁寧なお答えを本年 6 月 7 日付で頂いたところですが、その内容が区政を預かる立場らしからぬ内容と受け止め、下記の通り再度要請させて頂くものです。

- 1、「改善勧告」を交付するに至った原因と改善策、及びその結果についてすべて公開すること。

①この項への回答は当該「保護者に適宜説明するとともに、議会の健康福祉委員会でも報告して」いるので「広く公表することは考えていない」とのことです。私たちは問題の性格、税の使途という点からも広く公表することこそ行政に求められると考えるものですが、この回答は何を根拠にした回答なのか、根拠法及び条令等を具体的に提示してください。

②回答では委託契約において「年度内で 3 名を超える常勤保育士の異動があった場合は、・・・改善勧告を行うと規定している」とされていますが、「年度内」どころか僅か「2 ヶ月で 3 名退職」はこの時点で明らかな異常事態と認識すべきであったにも関わらず、勧告は 3 月 17 日にまでずれ込んでいます。このことが更に 5 名の退職者を出すに至ったのではないかとの疑念を禁じ得ません。

短期間の大量退職という事態と保育水準低下は明らかに連動するものであり、だからこそ改善勧告という重い行政指導をせざるを得なかったのではないのでしょうか。それ故に、私たちは一連の経過をすべて公開することを求めているのであり、速やかに公開されることを再度求めます。

- 2、当該委託先労働者の賃金労働条件等について可能な限り調査・公開し、同一労働同一賃金の原則に即して区職員と比較して同等水準にない場合は是正指導を行うこと。

①この項への回答は、「十分に履行可能な契約金額」であり、「関係法令遵守を仕様書で規定」しており、「調査・公表権限も是正指導権限もない」とのことです。

このことは、最賃法「時給 714 円」(06 年 7 月 1 日現在)を下回ってさえいなければ、練馬区としては一切関知しない、そのことが保育の質確保にどう影響があるかと関知しない、あわせて練馬区としては時給換算 714 円でも練馬区の保育園としての水準は維持できると判断していると理解してよろしいのでしょうか。

関連して、貴職は当該関係父母らに対して保育士の一定経験年数確保などを約束してきたところですが、この約束は上記回答との関係ではどう担保されるのかお答えください。

- ②今回の短期間大量退職の原因の一つに、早番・遅番の非常勤職員を雇用しなかったことがあると聞いていますが、非常勤職員はなぜ、雇用されていなかったのか、理由をお答えください。仕様書には規定されていなかったのならば、なぜなのか。規定されていたのなら違反行為と考えられますが、具体的かつ詳細にお答えください。
- ③私たちは保育内容・水準と当該園保育労働者（正規・非正規ともに）の労働条件は著しく連動すると認識していますが、この認識は社会的な共通認識です。委託先労働者が異常な超過勤務を強いられても「指導権限がない」というなら、「保育内容を他の園と同等にする」としてきた貴職の約束は何をもって担保されるのか、具体的にお示しください。

3、先般来のとりのわけ当該園混乱の一番の犠牲者はいうまでもなく、措置されている子どもたちであります。そしてその責任は、メンツを保つことのみならずとして委託を強行した貴職にあります。今一度、行政の責任とは何か、子どもたちのために何をなすべきか、そのための区業務に従事する労働者の労働条件はどう担保すべきか、上記各項に対する行政執行最高責任者としての責任ある回答を求めるものです。

以上。

2006年7月 日

連合東京西北部地域協議会練馬地区協議会

議長 佐々木 一昭

練馬区労働組合協議会

議長 逸見 俊介

練馬区労働組合総連合

議長 市瀬 正樹

全国労働組合連絡協議会練馬協議会

議長 南波 弘幸